

## 環境影響評価審査会 (平成29年10月16日) におけるご意見と本市の考え方について

No	ご意見	本市の考え方
1	この指導方針を策定する趣旨や背景をしっかりと示す必要がある。	指導方針の成文化にあたっては、策定の趣旨や背景を含め、本市の姿勢を明示してまいりたいと考えております。
2	敢えて任意の制度とするとのことだが、指導方針として、立地抑制を義務化することは難しいのか。	<p>石炭火力発電所は、各般の法令に適合すれば建設が認められており、条例により石炭火力発電所の立地を規制することは、法律の範囲内での条例制定の原則や関係法令との整合など、法的ハードルが極めて高いと考えております。</p> <p>任意の制度に応ずるか否かで企業の姿勢が厳しく問われる形とし、企業の社会的信用力に訴求する形で立地抑制策を講ずることが最も実効的と判断したものです。</p>
3	石炭火力に限定した指導方針を策定することのことだが、二酸化炭素の排出のみならず、地域への環境影響の観点から、他の燃料種による火力発電所など、もう少し対象を広げることを考えてはどうか。	<p>本指導方針は、立地抑制を目的としていることから、経済活動に与える影響を考慮し、石炭火力発電所に限定することが適当と考えております。</p> <p>他の燃料種による火力発電所については、本市の環境影響評価条例に基づき、環境負荷の低減に努めることが適当と考えております。</p>
4	1基あたりの排出ガスの濃度が低減されているとしても、狭い範囲に複数の火力発電所が立地している点が問題であり、将来的にはその点も含めて検討してもらいたい。	複数の火力発電所が環境に与える影響については、事業者による複合影響に関する予測結果をもとに、環境影響評価審査会におけるご意見を踏まえながら、事業者に対して適切に指導を行います。加えて、稼働前後での環境モニタリングを継続的に実施し、その結果を公表してまいります。
5	厳しい手続きを課すという点で、立地抑制につながるものと思う。まずは石炭火力発電所から取り組むという考えはあると思う。	ご意見のとおり進めてまいります。